

北海道告示第10849号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和7年9月8日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和7年5月8日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロス睦

釧路郡釧路町睦1丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

睦不動産管理株式会社 代表取締役 石田 博司

釧路市末広町3丁目5番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 (変更前) 添付書類 2-3のとおり

(変更後) 添付書類 2-4のとおり

面積 (変更前) 162m<sup>2</sup>

(変更後) 183m<sup>2</sup>

(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 (変更前) 添付書類 2-3のとおり

(変更後) 添付書類 2-4のとおり

容量 (変更前) 35m<sup>2</sup>

(変更後) 39m<sup>2</sup>

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 (変更前) 添付書類 1-1のとおり

(変更後) 添付書類 1-1のとおり

閉店時刻 (変更前) 添付書類 1-1のとおり

(変更後) 添付書類 1-1のとおり

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌午前0時30分まで

(変更後) 午前7時30分から翌午前0時30分まで

(4) 変更する年月日

上記(3) ア 令和7年11月27日

上記(3) イ 令和7年3月28日

(5) 変更する理由

上記(3) ア …物販店舗E棟の付属施設を追加するため

上記(3) イ …A棟テナント入れ替えに伴い開店時刻を変更するため

2 届出年月日

令和7年3月26日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

令和7年5月8日(木)から令和7年9月8日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に開する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

#### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

#### (4) その他

縦覧については、釧路町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は釧路町に問い合わせること。